

議員提出議案第 1 号

三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 21 日

提出者 三朝町議会議員 松 原 成 利
賛成者 三朝町議会議員 石 田 恭 二
賛成者 三朝町議会議員 遠 藤 勝太郎
賛成者 三朝町議会議員 能 見 貞 明
賛成者 三朝町議会議員 藤 井 克 孝

三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（費用弁償） 第 6 条 略 2 前項の規定により支給する旅費は、<u>自家用自動車</u>を利用した場合にあっては、議長が別に定める額とする。 3 略	（費用弁償） 第 6 条 略 2 前項の規定により支給する旅費は、<u>次の各号に掲げるとおりとする。</u> （1）<u>在勤地内旅行の旅費については、車賃の実費額（自家用自動車を利用した場合にあっては、議長が別に定める額）</u> （2）<u>外国旅行については、国家公務員の例による旅費</u> 3 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定による改正後の三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。